

「保護観察・社会復帰支援施策の充実」、  
「社会内処遇における新たな措置の導入」  
及び「施設内処遇と社会内処遇との連携の  
在り方」（検討課題等）

「保護観察・社会復帰支援施策の充実」, 「社会内処遇における新たな措置の導入」  
及び「施設内処遇と社会内処遇との連携の在り方」(検討課題等)

第1 保護観察における新たな処遇手法の開発, 特別遵守事項の類型の新設等

第2 更生保護施設における指導監督の実施等

第3 犯罪被害者等の視点に立った処遇の充実等

第4 刑の執行猶予中の保護観察の仮解除の活用促進等

第5 外部通勤作業や外出・外泊の活用等

第6 保護観察における少年鑑別所の調査機能の活用の在り方等

第7 更生保護事業の体系の見直し

## 第1 保護観察における新たな処遇手法の開発，特別遵守事項の類型の新設等

### 考えられる施策・制度の概要

- 1 保護観察所が充実した調査を行い，対象者の再犯リスクや更生促進要因等をより適切に評価するためのアセスメントツールを開発するとともに，評価結果を踏まえ，罪種や問題性に応じて効果的な処遇を行うための手法をガイドライン又はプログラムとして開発・整備する。
- 2 対象者の改善更生を促進するため，自助グループを含む民間支援団体等が実施するミーティングへの参加や更生保護施設が実施するプログラムの受講及び民間施設への宿泊や当該施設からの外出禁止について，特別遵守事項で設定することを可能とする。
- 3 施設内処遇と社会内処遇とで指導内容をより一貫性あるものとする。

### 【検討課題】

#### 1 保護観察処遇における新たなアセスメントツールの開発及び新たな処遇手法の開発・整備

##### (1) 新たなアセスメントツールの開発

- 必要性
  - ・ 対象者の再犯リスクや更生促進要因の把握
  - ・ どのような処遇が，いかなる対象者に効果的であるのかということの見極め

##### (2) 新たな処遇手法の開発・整備及び当該処遇手法の特別遵守事項としての義務付け

- 必要性及び相当性
  - ・ 特別遵守事項として設定することができる処遇手法について，性犯罪者，薬物事犯者，暴力事犯者及び飲酒運転事犯者に対して行われている高度に「体系化された」認知行動療法に基づく専門的処遇プログラムに限定することなく，拡大する必要性
  - ・ 現行の特別遵守事項との関係
- 時期に応じた各遵守事項の組合せ
- 具体的内容
- 義務付けの在り方
  - ・ 現行法上の「専門的知識に基づく特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順による処遇として法務大臣が定めるもの」という特別遵守事項の類型（更生保護法第51条第2項第4号）などによって可能か否か。
- 法整備の要否

#### 2 民間施設等での処遇を義務付けるための特別遵守事項の類型の新設

##### (1) 民間施設が実施するミーティングへの参加やプログラム等の受講

- 民間施設が実施するミーティングへの参加やプログラム等の受講を特別遵守事項の類型に追加する必要性及び相当性
  - ・ 民間支援団体等が実施する改善更生のための次のようなミーティングに参加すること等
 (例)
  - ・ アルコール、ギャンブル、薬物等への依存者に対するグループミーティング
  - ・ 万引きを繰り返す者に対するグループミーティング
  - ・ 非行から立ち直った経験を有する者を交えたグループミーティング
  - ・ 専門家が行う問題性の改善に資するカウンセリング等
  - ・ 更生保護施設が行うプログラムを受けること
- 対象者
  - ・ 新設する特別遵守事項の設定は、保護観察対象者全般を対象とするか、特定の保護観察対象者に限定するか。
- 特別遵守事項の設定のための手続

## (2) 民間施設への宿泊の義務付け及び外出禁止

- 民間施設への宿泊の義務付けの必要性及び相当性
  - ・ 更生保護施設への宿泊を義務付けることが有用なのはどのような場合か。
  - ・ 更生保護施設以外に、宿泊を義務付けるべき施設があるか。
- 民間施設への宿泊を義務付けるべき時期・期間
- 宿泊を義務付けられた施設からの外出を禁止する必要性及び相当性
  - ・ 外出を禁止することが有用なのはどのような場合か。
- 外出を禁止すべき時間帯・期間
- 法整備の要否
  - ・ 更生保護施設への宿泊については、現行の更生保護法第51条第2項第5号で設定可能か。
  - ・ 宿泊を義務付けられた施設からの外出禁止については、現行の更生保護法第51条第2項第1号で設定可能か。

## 3 施設内処遇と社会内処遇とでの指導内容の一貫性

- 内容
  - ・ 刑事施設での特別改善指導と保護観察所での専門的処遇プログラムの一貫性
  - ・ 処遇の成否やアセスメントの情報についての前刑及び後刑を通じた矯正・保護での共有
- 具体的方法
- 法整備の要否

## 第2 更生保護施設における指導監督の実施等

### 考えられる施策・制度の概要

更生保護施設での処遇を充実させるため、保護観察における指導監督を同施設に担わせる。

#### 【検討課題】

##### 1 趣旨等

- 更生保護施設に指導監督を担わせることの趣旨・目的や意義
- 更生保護施設において指導監督を担わせることの相当性
  - ・ 現行法上、指導監督の実施者は保護観察官又は保護司に限定されていることとの関係
  - ・ 近年の更生保護施設における処遇の体制や内容との関係

##### 2 指導監督を担う更生保護施設の対象

- 主体となる更生保護施設の範囲
  - ・ 全ての更生保護施設が担うこととすべきか、特定の更生保護施設に限定すべきか。
  - ・ 限定すべきとした場合、更生保護施設のうちどのような施設が相当か。

##### 3 指導監督の内容

- 更生保護施設が担う指導監督の範囲
  - ・ 指導監督全般を担わせることとするか、指導監督のうち特定のものに限定すべきか。
  - ・ 限定すべきとした場合、指導監督のうちどのような内容のものとするべきか。

##### 4 法整備の要否・在り方

- 法整備の要否
- 必要とする場合の内容

### 第3 犯罪被害者等の視点に立った処遇の充実等

#### 考えられる施策・制度の概要

- 1 刑の執行の初期段階において、犯罪被害者等から心情等を聴取し、伝達すべきものについては加害者に伝達するとともに、聴取した心情等を踏まえた矯正処遇を行い、その処遇状況・結果を踏まえた仮釈放審理等を行うこととする。
- 2 保護観察における指導をより犯罪被害者等の視点に立ったものにする。

#### 【検討課題】

##### 1 刑の執行初期段階における犯罪被害者等の心情等伝達制度

- 趣旨
- 対象となる被害者等
- 意見・心情等の聴取を担当する主体
- 聴取の手続
  - ・ 聴取の方法・場所
  - ・ 聴取すべきとき（被害者等から申出があったとき等）
- 聴取した意見・心情等の処遇への活用方法
  - ・ 矯正処遇へのいかし方
  - ・ 仮釈放等審理へのいかし方
  - ・ 仮釈放等の後の保護観察へのいかし方
  - ・ 上記結果について聴取した被害者等への通知の可否や方法
- 現行法上の被害者等の意見等の聴取制度（更生保護法第38条）や心情等伝達制度（同法第65条）との関係

##### 2 より犯罪被害者等の視点に立った指導

###### (1) 損害賠償を促すための措置

- 趣旨
- 特別遵守事項又は生活行動指針による義務付けの必要性及び相当性
- 法整備の可否

###### (2) 被害者の被害を理解してそれを踏まえて行動することを促すための指導

- 具体的内容
  - ・ 自ら犯した罪を振り返らせ、被害者の被害の現実を正しく理解させ、それを踏まえた行動を促すための働き掛けや処遇
  - ・ 損害回復に向けた被害者の意向確認及び当該意向を踏まえた具体的な行動のための計画策定や当該計画を実行させるための指導
- 対象者
- 特別遵守事項又は生活行動指針による義務付けの必要性及び相当性
- 法整備の可否

**(3) 接触禁止等の特別遵守事項の拡大**

- 拡大の必要性及び相当性
  - ・ 被害者への接触禁止や立入禁止について，現行法上設定することができる特別遵守事項よりも，拡大すべきものはあるか。
- 法整備の要否